社会福祉法人春日井市社会福祉協議会
嘱託職員及び再雇用等職員の給与に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会就業規則（平成20年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第８号。以下「就業規則」という。）第４条の規定に基づき、就業規則第３条第３項に規定する嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）及び同条第４項に規定する再雇用等職員（以下「再雇用等職員」という。）の給与について、必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第２条　嘱託職員及び再雇用等職員の給与は、給料、放課後児童支援員資格手当、チーフ手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、月次処遇改善手当、変動型処遇改善手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、評価加算手当、期末手当、期末処遇改善手当及び勤勉手当とする。

（給料）

第３条　給料は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員及び再雇用等職員の就業に関する要綱（平成20年10月１日施行。以下「嘱託職員等就業要綱」という。）第16条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）の勤務に対して支給する。

２　嘱託職員の給料月額は、別表第１による。

３　嘱託職員の職、その職に必要な資格及び初回の雇用契約締結時における給料表の格付は、次の表に定めるところによる。

職	資格	給料表の格付
訪問事業責任者	介護福祉士、介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第２項に規定する政令で定める者又は業として３か月以上の生活援助の経験を有する者若しくは春日井市長が認める研修を修了した者で、１年以上の訪問介護実務の経験を有するもの	一般一種13号
社会福祉士	社会福祉士資格	一般一種25号

精神保健福祉士	精神保健福祉士資格	一般一種25号
介護支援専門員	介護支援専門員資格	一般一種25号
言語障がい児訓練指導員	教員免許	一般一種25号
保育士	保育士資格	一般一種19号
児童指導員	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。)第43条各号のいずれかに該当していること。	一般一種19号
放課後児童支援員助手	学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業していること、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められていること若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了していること(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了していることを含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定していること。	一般二種11号
放課後児童支援員	春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年春日井市条例第27号)第11条第３項各号のいずれかに該当し、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第１項の指定都市の長が行う研修を修了していること。	一般二種19号
准看護師	准看護師資格	医療１級９号

看護師	看護師資格	医療２級１号
保健師	保健師資格	医療２級13号
その他嘱託職員	会長が職ごとに別に定める資格	一般一種７号

４　同じ職での雇用契約の更新にあたり、次の各号のいずれにも該当する嘱託職員は、更新前の雇用契約で定められている給料の格付の２号上位（２号上位にすることで次項の規定に抵触する場合は１号上位）の格付を適用するものとする。ただし、放課後児童支援員助手には適用しない。

⑴　前雇用契約で定められた給料表の格付で勤務した期間が１年に達した者

⑵　更新日前の１年間について、勤務を要する日の100分の80以上を良好に勤務した者

⑶　更新日前の１年間について欠勤をしていない者

５　前項の規定にかかわらず、第２項の表で職ごとに定められている給料表の格付から20号を超える給料表の格付は適用しない。

６　第４項の規定にかかわらず、60歳に達した日以後における給料表の格付は、60歳に達した日に受けていた給料表の格付とする。

７　再雇用等職員の給料は、別表第２に定めるところによる。

（給料の支給）

第４条　給料の支給日については、就業規則第３条第２項に規定する職員（以下「正規職員」という。）の例による。

（休職者等の給与）

第５条　休職者等の給与については、正規職員の例による。

２　嘱託職員及び再雇用等職員が就業規則第64条第３号の規定により停職されたときは、その停職の期間中いかなる給与も支給しない。

（放課後児童支援員資格手当）

第６条　放課後児童支援員資格手当は、放課後児童支援員に対して、次の各号に掲げる勤務年数（４月１日において連続する当該職の勤務年数をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

⑴　勤務年数が５年以下の者　月額10,000円

⑵　勤務年数が５年を超える者　月額20,000円

（チーフ手当）

第６条の２　チーフ手当は、放課後児童支援員のうち、担当する子どもの家を掌理するものに対して支給する。

２　チーフ手当の月額は、10,000円とする。

（管理職手当）

第６条の３　管理職手当は、再雇用等職員のうち、管理又は監督の業務を行うものに対して支給する。

２　前項の管理職手当は、別表第３に定めるところによる。

（管理職員特別勤務手当）

第６条の４　管理職員特別勤務手当は、再雇用等職員のうち、管理又は監督の業務を行うものに対して支給し、その支給方法については正規職員の例による。

（月次処遇改善手当）

第６条の５　月次処遇改善手当は、放課後児童支援員及び放課後児童支援員助手の職にある嘱託職員（以下この条及び第11条の２において「対象職員」という。）に対して第４条に定める日に支給する。

２　月次処遇改善手当の額は、9,000円とする。

３　対象職員が、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの勤務を要する日の全日数にわたって勤務しないこととなるときは、当該月に係る第１項の月次処遇改善手当は支給しない。

（変動型処遇改善手当）

第６条の６　変動型処遇改善手当は、保育士（第一希望の家又は第二希望の家で児童発達支援事業に従事する者に限る。）の職にある嘱託職員に対して当該支給に係る勤務をした月の翌月の第４条に定める日に支給する。

２　変動型処遇改善手当の額は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会処遇改善手当の支給に関する要綱の規定による。

（通勤手当）

第７条　通勤手当は、通勤している嘱託職員及び再雇用等職員に対して支給し、その支給方法については正規職員の例による。ただし、１週間の勤務日数が３日である再雇用等職員については、会長が別に定める。

（特殊勤務手当）

第８条　特殊勤務手当は、特殊な勤務に従事する嘱託職員及び再雇用等職員に対して支給し、その支給方法については正規職員の例による。

（時間外勤務手当）

第９条　正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた嘱託職員及び再雇用等職員には、正規の勤務時間以外に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第15条第２項に規定する勤務１時間あたりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

⑴　正規の勤務時間が割り振られた日（第10条の規定により正規の勤務時間中に勤務した嘱託職員及び再雇用等職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務　100分の125（７時間45分に満たない勤務については、100分の100）

⑵　前号に掲げる勤務以外の勤務　100分の135

２　前項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた嘱託職員及び再雇用等職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（春日井市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が定める時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第15条第２項に規定する勤務１時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務の時間とその勤務した週における割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りではない。

３　第１項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた４週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（会長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第15条第２項に規定する勤務１時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が155時間に達するまでの間の勤務については、この限りではない。

４　特殊勤務手当（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程（平成14年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第８号。以下「給与規程」という。）別表第６の表第１号に規定する手当に限る。）に係る業務に従事する日の属する月に、前各項の規定による正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、

当該正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（会長が定める時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、当該特殊勤務手当の額を当該勤務日の正規の勤務時間で除した額に、第１項第１号又は第２号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

（休日勤務手当）

第10条　休日勤務手当は、休日勤務を命じられた嘱託職員及び再雇用等職員に対して支給し、その支給方法については正規職員の例による。

（評価加算手当）

第10条の２　評価加算手当は、地域包括支援センター事業又は基幹型地域包括支援センター事業に従事する嘱託職員又は再雇用等職員で３月１日に在職するものに対して支給する。

２　評価加算手当の額は、当該各事業に係る評価加算の額の範囲内で会長が定める額とする。

３　前２項に規定するもののほか、評価加算手当の支給について必要な事項は、会長が別に定める。

（期末手当）

第11条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第13条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する嘱託職員及び再雇用等職員に対して、それぞれ基準日の属する月の会長が定める日（次条及び第13条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した職員（給与規程第10条第６項の規定の適用を受ける職員及び会長が定める職員を除く。）で会長の定めるものについても、同様とする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

⑴　６か月　100分の100

⑵　５か月以上６か月未満　100分の80

⑶　３か月以上５か月未満　100分の60

⑷　３か月未満　100分の30

３　再雇用等職員（福祉総合職給料表（給与規程第４条第１項第１号において定める福祉総合職給料表をいう。以下同じ。）の８級の職務にある職を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」とする。

４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において嘱託職員及び再雇用等職員が受けるべき給料月額とする。

５　嘱託職員のうち、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して会長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず同項に規定する合計額に、会長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で会長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

（期末処遇改善手当）

第11条の２　期末処遇改善手当は、対象職員に対して、前条第１項に定める日に支給する。

２　期末処遇改善手当の額は、9,000円とする。

３　第１項の規定にかかわらず、前項の期末処遇改善手当の額は、基準日以前６か月以内の期間における対象職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、前項に定める額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

⑴　６か月　100分の100

⑵　５か月以上６か月未満　100分の80

⑶　３か月以上５か月未満　100分の60

⑷　３か月未満　100分の30

第12条　次の各号のいずれかに該当する者には、第11条第１項及び前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当及び期末処遇改善手当（以下「期末手当等」という。第３号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当等）は、支給しない。

⑴　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第64条第６号の規定による懲戒解雇の処分を受けた嘱託職員及び再雇用等職員

⑵　基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した嘱託職員及び再雇用等職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

⑶　次条第１項の規定により期末手当等の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第13条　会長は、支給日に期末手当等を支給することとされていた嘱託職員及び再雇用等職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当す

る場合は、当該期末手当等の支給を一時差し止めることができる。

⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

⑵　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当等を支給することが、職務に対する信頼を確保し、期末手当等に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　会長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

⑴　一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

⑵　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

⑶　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当等の基準日から起算して１年を経過した場合

３　前項の規定は、会長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

４　会長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

５　前各項に規定するもののほか、一時差止処分について必要な事項は、会長が定める。

（勤勉手当）

第14条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する嘱託職員及び再雇用等職員に対し、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の会長が定める日に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した嘱託職員及び再雇用等職員（会長が定める嘱託職員及び再雇用等職員を除く。）についても、同様とする。

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が定める基準に従い会長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会長が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる嘱託職員及び再雇用等職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

⑴　嘱託職員及び再雇用等職員のうち福祉総合職給料表の８級の職務にある職　当該職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25乗じて得た額の総額

⑵　再雇用等職員（福祉総合職給料表の８級の職務にある職を除く。）　当該職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（週の勤務日数が３日であるものについては100分の25.625）を乗じて得た額の総額

３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において嘱託職員及び再雇用等職員が受けるべき給料の月額とする。

４　第11条第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは「第11条第４項」と読み替えるものとする。

５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第12条中「前条第１項」とあるのは「第14条第１項」と読み替えるものとする。

６　会長は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、会長が定める額を第２項の規定による勤勉手当の額に加算することができる。この場合において、その加算する額は、第１項の規定にかかわらず、会長が定める日に支給する。

（勤務１時間あたりの給与額の算出）

第15条　第18条に規定する勤務１時間あたりの給与額は、給与月額（給料月額、放課後児童支援員資格手当、チーフ手当及び月次処遇改善手当の合計額をいう。）に12を乗じ、その額を嘱託職員等就業要綱第16条に規定する１週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

２　第９条及び第10条に規定する勤務１時間あたりの給与額は、給与月額に12を乗じ、

その額を嘱託職員等就業要綱第16条に規定する１週間あたりの勤務時間に52を乗じたものから、嘱託職員等就業要綱第19条に規定する１日あたりの勤務時間に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

（端数計算）

第16条　第18条に規定する勤務１時間あたりの給与額並びに第９条及び第10条の規定により勤務１時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じたときは、これを１円に切り上げるものとする。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第17条　第９条及び第10条の規定は、第６条の３第１項に規定する職にある嘱託職員及び再雇用等職員には適用しない。

（給与の減額）

第18条　嘱託職員及び再雇用等職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、給与額を減額し、その減額の方法については正規職員の例による。

（給与からの控除）

第19条　第２条に定める給与を支払う場合において、当該支払う給与から控除することができるものは、他の法令等に定めるもののほか、会長が定めるものとする。

（委任）

第20条　この要綱に定めるもののほか、嘱託職員及び再雇用等職員の給与に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成19年12月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成20年10月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成21年５月29日から施行する。

（平成21年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

２　平成21年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第11条第２項及び第14条第２項の規定の適用については、第11条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第14条第２項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成21年12月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成22年12月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成26年12月15日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成27年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員の給

与に関する要綱（以下「改正後の給与要綱」という。）の規定は、平成26年12月１日から適用する。

（給与の内払い）

３　改正後の給与要綱の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員の給与に関する要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与要綱の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成28年３月23日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成28年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員の給与に関する要綱（以下「改正後の給与要綱」という。）第15条第２項の改正規定を除く。）による改正後の規定は、平成27年４月１日から、第1条の規定（給与要綱第15条第２項の改正規定に限る。）による改正後の給与要綱の規定は、平成28年１月１日から適用する。

（給与の内払い）

３　改正後の給与要綱の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員の給与に関する要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与要綱の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成28年12月20日から施行し、平成28年12月１日から適用する。

（平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

２　平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第14条第２項の規定の適用については、第14条第２項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、「100分の40」とあるのは「100分の42.5」とする。

（給与の内払い）

３　改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員の給与に関する要綱（以下「給与要綱」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与要綱の規定による給与の内払いと

みなす。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成30年３月15日から施行し、平成29年12月１日から適用する。

（平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

2　平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第14条第２項の規定の適用については、同項第１号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第２号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。

（給与の内払い）

3　改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員の給与に関する要綱（以下「給与要綱」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与要綱の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成30年５月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この要綱は、平成30年12月18日から施行し、改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員の給与に関する要綱（以下「改正後の給与要綱」という。）別表第２（第３条関係）の規定は同年４月１日から、改正後の給与要綱第14条の規定は同年12月１日から適用する。

2　改正後の給与要綱の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員の給与に関する要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与要綱の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この要綱は、令和元年12月18日から施行し、改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員及び再雇用等職員の給与に関する要綱（以下「改正後の給与要綱」という。）の規定は同年12月１日から適用する。

2　改正後の給与要綱の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員及び再雇用等職員の給与要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与要綱の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年12月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年10月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年12月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和４年２月１日から施行する。

（職名の切替えに伴う経過措置）

2　施行の日前から施行の日を超えて引き続いた雇用契約（以下「原契約」という。）を締結している「保育士又は児童厚生員」は、その者の有する資格及び職務の内容に応じて、「保育士」又は「児童指導員」と読み替えるものとし、原契約が満了する日まで給与その他の処遇については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日等）

1　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員及び再雇用等職員の給与に関する要綱（以下「改正後の給与要綱」という。）第６条の５の規定は、令和４年２月１日から適用する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　令和４年６月に支給する期末手当の額は、改正後の給与要綱第11条第２項並びに

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会給与規程（平成14年規程第８号。以下この項において「給与規程」という。）第10条第１項から第３項まで及び第６項並びに給与規程第24条第３項から第５項まで（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員の育児休業、介護休業等に関する規程（平成22年規程第５号）第13条第２項を適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和３年12月に支給された期末手当の額に、同月１日（同日前１月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日）における次に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

⑴　⑵に掲げる職員以外の職員　127.5分の15

⑵　社会福祉法人春日井市社会福祉協議会就業規則（平成20年規程第８号）第３条第４項に規定する再雇用等職員　72.5分の10

（委任）

３　前項に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末処遇改善手当の特例措置）

２　令和４年６月に支給する期末処遇改善手当の額の算定にあたり、第６条の５第３項第２号中「100分の80」とあるのは「100分の100」と、同項第３号中「100分の60」とあるのは「100分の100」と読み替えるものとする。

附　則

この要綱は、令和４年10月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年12月16日から施行し、改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員及び再雇用等職員の給与に関する要綱（以下「改正後の給与要綱」という。）の規定は同月１日から適用する。

（令和４年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

２　令和４年12月に支給する勤勉手当に関する第14条第２項の規定の適用については、同項第１号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第２号中「100分

の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

（給与の内払い）

3　改正後の給与要綱の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員及び再雇用等職員の給与に関する要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与要綱の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年10月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和５年12月18日から施行し、改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員及び再雇用等職員の給与に関する要綱（以下「改正後の給与要綱」という。）の規定（別表第１を除く。）は同月１日から適用し、改正後の給与要綱の規定（別表第１に限る。）の規定については、同年４月１日から適用する。

（令和５年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

2　令和５年12月に支給する期末手当に関する第11条第２項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同条第３項中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、同月に支給する勤勉手当に関する第14条第２項の規定の適用については、同項第１号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同項第２号中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」とする。

（給与の内払い）

3　改正後の給与要綱の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員及び再雇用等職員の給与に関する要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与要綱の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第３条第４項から第６項までの規定は、この要綱施行の日後の雇用契約の更新の時から適用する。

（令和６年４月１日付け雇用契約の特例）

2　令和６年４月１日（以下、この項及び次項において「契約日」という。）に引き続き保育士、児童指導員又は母子支援員として雇用契約を締結する者は、前雇用契約

における給料月額及び引き続いた勤務期間ごとにそれぞれ下表に定める給料表の格付とみなすものとする。

前雇用契約における給料月額	新たに締結する雇用契約における給料表の格付		
	契約日に60歳に達していない者		契約日に60歳に達している者
	同じ職として引き続いた勤務期間		
172,600円	１年以下	一般一種19号	一般一種19号
172,600円	１年超	一般一種20号	一般一種19号
172,600円	２年超	一般一種21号	一般一種19号
172,600円	３年超	一般一種22号	一般一種19号
172,600円	４年超	一般一種23号	一般一種19号
180,300円	５年超	一般一種23号	一般一種23号

３　契約日に引き続き放課後児童支援員として雇用契約を締結する者は、前雇用契約における給料月額ごとにそれぞれ下表に定める給料表の格付とみなすものとする。

前雇用契約における給料月額	新たに締結する雇用契約における給料表の格付		
	契約日に60歳に達していない者		契約日に60歳に達している者
	同じ職として引き続いた勤務期間		
161,464円	１年以下	一般二種19号	一般二種19号
161,464円	１年超	一般二種20号	一般二種19号
162,774円	２年超	一般二種21号	一般二種20号
163,990円	３年超	一般二種22号	一般二種21号
166,329円	４年超	一般二種23号	一般二種22号
168,667円	５年超	一般二種24号	一般二種23号
171,006円	６年超	一般二種25号	一般二種24号
173,251円	７年超	一般二種26号	一般二種25号
174,841円	８年超	一般二種27号	一般二種26号
176,338円	９年超	一般二種28号	一般二種27号
177,929円	10年超	一般二種29号	一般二種28号
179,332円	11年超	一般二種30号	一般二種29号
180,922円	12年超	一般二種31号	一般二種30号

182,606円	13年超	一般二種32号	一般二種31号
184,196円	14年超	一般二種33号	一般二種32号
185,693円	15年超	一般二種33号	一般二種33号

附　則

この要綱は、令和７年３月21日から施行し、改正後のこの要綱の規定（第11条及び第14条を除く。）は令和６年４月１日から適用し、改正後のこの要綱の規定（第11条及び第14条に限る。）は令和６年12月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年３月17日から施行し、改正後の規定（第10条の２、第11条及び第14条を除く。）は令和７年４月１日から、改正後の第10条の２、第11条及び第14条の規定は令和７年12月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

	一般一種	一般二種	医療１級	医療２級
１号	－	－	－	254,700円
２号	－	－	－	256,800円
３号	－	－	－	259,000円
４号	－	－	－	261,200円
５号	－	－	－	263,400円
６号	－	－	－	264,400円
７号	203,600円	－	－	265,200円
８号	205,200円	－	－	266,100円
９号	206,700円	－	235,900円	266,900円
10号	208,400円	－	237,800円	268,000円
11号	210,000円	196,400円	239,700円	269,100円
12号	211,600円	197,900円	241,600円	270,000円
13号	213,100円	199,300円	243,400円	270,800円
14号	214,800円	200,900円	245,400円	271,500円
15号	216,500円	202,500円	247,400円	272,200円
16号	218,200円	204,100円	249,400円	273,000円
17号	219,400円	205,200円	251,400円	274,100円
18号	221,000円	206,700円	253,400円	275,000円
19号	222,600円	208,200円	255,500円	275,900円
20号	224,100円	209,600円	257,500円	276,800円
21号	225,600円	211,000円	259,400円	277,800円
22号	227,200円	212,500円	260,600円	278,800円
23号	228,800円	214,000円	261,700円	279,700円
24号	230,400円	215,500円	262,800円	280,700円
25号	232,000円	217,000円	263,900円	281,500円
26号	233,700円	218,600円	264,700円	282,400円
27号	235,000円	219,800円	265,600円	283,300円
28号	236,300円	221,000円	266,400円	284,200円
29号	237,600円	222,200円	267,200円	285,200円

30号	238,700円	223,300円	－	285,900円
31号	239,800円	224,300円	－	286,600円
32号	240,900円	225,300円	－	287,300円
33号	242,000円	226,300円	－	287,900円
34号	242,900円	227,200円	－	－
35号	243,800円	228,000円	－	－
36号	244,800円	229,000円	－	－
37号	245,800円	229,900円	－	－
38号	246,700円	230,700円	－	－
39号	247,600円	231,600円	－	－
40号	248,400円	－	－	－
41号	249,200円	－	－	－
42号	249,900円	－	－	－
43号	250,500円	－	－	－
44号	251,100円	－	－	－
45号	251,800円	－	－	－

別表第２（第３条関係）

雇用の形態／職	本会を定年退職（会長がこれに準ずる者として認めたものを含む。以下同じ。）後に雇用するもの		春日井市を定年退職後に再雇用されたもの（会長がこれに準ずる者として認めたものを含む。以下同じ。）
	１日の勤務時間が７時間45分であるもの。() 内は週の勤務日数が３日であるもの	１日の勤務時間が６時間であるもの	
福祉総合職給料表の（給与規程第４条第１項第１号において定める福祉総合職給料表をいう。以下同じ。）の８級の職務にある職	400,000円以内で会長が定める額	－	400,000円以内で会長が定める額
福祉総合職給料表の６級の職務にある職	331,900円	－	358,452円
福祉総合職給料表の３級の職務にある職	269,500円	－	291,060円
福祉総合職給料表の２級の職務にある職	227,800円 （136,680円）	176,300円	246,024円
医療職給料表の２級の職務にある職	269,700円	－	291,276円

別表第３（第６条の３関係）

雇用の形態 職	本会を定年退職後に再雇用されたもの	春日井市を定年退職後に再雇用されたもの
福祉総合職給料表の８級の職務にある職	30,300円	32,724円
福祉総合職給料表の６級の職務にある職	19,200円	20,736円